

歴史と言えば、過去に生きた人々の営み、あるいは過去の出来事や事件、というように、昔のことを想起するであろう。しかし、私たちが生きている今も、数年後や数十年後、あるいはもっと先の未来では、歴史となる。

歴史は、遺跡・遺物や古文書など、人々の生きた痕跡、つまりは史料があつて初めて明らかになる。だから昔のことを知るためには、今ある史料を探すほかはない。知りた

いことがあつても、その手がかりとなる史料が現存するとは限らない。



しかし、今の社会を歴史として未来に伝えるための史

料は、私たちが意図的・主体的に遺すことができる。その役割を担うのが、「アーキビスト」という専門職だ。

史料を保存する主な文化施設には、博物館、図書館、文書館がある（ほかに史料館や歴史館といった施設などもある）。博物館には学芸員、図

書館には司書が配置されるが、アーカイブスとも称される文書館の仕事を担当するのがアーキビストである。

本来、博物館は美術・建築・民俗・考古・産業遺産などのモノ、図書館は著作物、文書館は文書類（文字記録）を扱う、という役割分担がある。

しかし、古くから私たちになじみのある博物館や図書館に対して、わが国では文書館の整備・普及が十分ではない。

そのため、古文書は博物館や図書館などにも收藏されており、古文書の管理は学芸員の重要な職務でもある。しかし、アーキビストには、古い

文字記録だけではなく、現代社会で生み出される文書類を史料として未来に伝える、という固有の役割がある。

日々の活動の中で作成される膨大な文字記録を、すべて史料として遺すことは不可能である。そのため、アーキビストはそれらの文書を評価・

選別し、未来に託す史料を選定する。この作業には高度な専門性や倫理観が求められるが、わが国ではアーキビストの制度は確立されていない。

本県には栃木県立文書館、市町では小山市文書館と芳賀町総合情報館がある。アーキビストの制度がない中で、館

の職員、および県や市町の職員が日々の職務に取り組み、史料を守る役割を果たしている、というのが現状である。

学芸員や司書は国家資格であるが、アーキビストはそうなっていない。しかし、2012年度には日本アーカイブズ学会による登録アーキビ

スト、20年度からは国立公文書館による認証アーキビストの認定制度が開始された。アーキビスト制度の整備は、始まっているのである。

私たちが古文書を通して歴史を知るように、今自分たちの生み出す記録が、将来、令和年代の社会を知るための史料となる。そう考えると、史料は誰にとつても身近なもので、私たちも歴史の一部という感覚に包まれる。

歴史を身近に感じられる豊かな社会であるために、史料を守る専門職として、アーキビストが社会に広く認知され、その存在が制度的に位置付けられることを期待したい。

（宇都宮大共同教育学部准教授、とちぎ史料ネット代表）

# アーキビストがいる社会